

東かがわ市温水プール整備運営事業

募集要項

令和3年9月24日

東かがわ市

目次

第1	募集要項の位置付け	1
第2	事業の概要	2
1	事業内容に関する事項	2
2	提案に関する条件	7
第3	応募者の備えるべき参加資格	10
1	応募者の備えるべき参加資格要件	10
2	参加資格の確認及び失格要件	14
3	提案書類の取扱い	14
4	審査及び選定に関する事項	14
第4	事業者の募集及び選定に関する事項	16
1	事業者の募集及び選定スケジュール	16
2	応募手続き等	16
3	参加に関する留意事項	21
第5	民間事業者の選定に関する事項	23
1	事業者の選定方法	23
2	審査会の設置	23
3	選定の方法	23
4	審査の方法	23
5	結果の通知および公表	23
第6	契約に関する事項	24
1	契約の枠組み	24
2	契約保証金	24
3	特別目的会社の設立	24
第7	事業実施に関する事項	25
1	市による事業の実施状況の確認（モニタリング）	25
2	支払い手続き	26
第8	その他	27
1	議会の議決	27
2	情報公開及び情報提供	27
3	募集要項等に関する問い合わせ先	27

第1 募集要項の位置付け

この募集要項は、市が「東かがわ市温水プール整備運営事業（以下「本事業」という。）」を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施するにあたり、本事業及び本プロポーザルに係る条件を提示するものであり、下記に示す資料は、募集要項と一体のものである。なお、令和3年6月28日に公表した実施方針（案）、要求水準書（案）及び令和3年7月28日に公表した「個別対話に対する回答」との間に異なる点がある場合には、募集要項等の規定が優先するものとする。

別添資料1	要求水準書
別添資料2	事業者選定基準
別添資料3	様式集
別添資料4	基本協定書（案）
別添資料5	設計業務等委託契約書（案）
別添資料6	工事監理業務委託契約書（案）
別添資料7	工事請負契約書（案）
別添資料8	東かがわ市温水プールの管理等に関する協定書（案）
別添資料9	（参考）令和3年度 学校体育にかかる水泳授業補助契約書
別添資料10	（参考）令和2年度 介護予防水中トレーニング事業委託契約書（基本）
別添資料11	（参考）令和2年度 介護予防水中トレーニング事業委託契約書（単価）
別添資料12	（参考）利用料徴収業務委託契約書

第2 事業の概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

東かがわ市温水プール整備運営事業

(2) 公共施設の管理者の名称

東かがわ市長 上村 一郎

(3) 事業の目的

東かがわ市（以下「市」という。）では、社会体育施設等の最適化に向けた取り組みとして、市基本構想や市教育の大綱など上位計画に基づく「東かがわ市社会体育施設等マネジメント基本計画」を平成 28 年度に策定し、施設の更新や維持管理を進めている。

このうち、引田温水プール（以下「既存プール」という。）にあっては、平成 6 年 5 月の開館以来、約 27 年間広く市民に利用されてきたが、現在は経年劣化による腐食や雨漏り、機械設備の老朽化による故障など、その都度、応急的な維持修繕等の対応を講じているものの、根本的な改善が不可避となっており早急な対策が必要となっている。

このため市は、本事業において、市民が快適に利用できる新しい温水プール施設（以下「本施設」という。）を整備することにより、市内のスポーツ環境を充実させ、健康づくりを推進することをめざす。さらに、事業者のノウハウ等を活かした効率的かつ最適なサービスについて、事業者から提案を求め、DBO（Design Build Operate）方式にて施設整備及び維持管理・運営を一体として発注し実施するものである。

(4) 事業の基本方針

事業実施にあたっての基本方針は、以下のとおりである。

① 多世代が利用できる施設

「運動や健康づくり」「水泳教室」「プール開放」など、多世代が気軽にかつ同時にプールを利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザイン等にも配慮した施設整備とする。

② 市民が望む機能整備

水泳に必要な一般的な機能のほか、水中歩行ができるレーンや、幼児・低学年児童等が安全に利用できる浅いプール、リラックス効果のある施設など、利用者が求める健康づくりやレクリエーション目的としての利用者ニーズに対応する施設整備とする。

③ 運動施設としての多様化への取り組み

プール利用に限定せず、各種運動教室やトレーニング器具を使ってのジム機能を導入するほか、利用者を運動目的の方に限定せず、休憩や談話などができるコミュニティスペースを設けるなど、施設の機能を多様化させる。

④ 小・中学校授業との連携

小・中学校の水泳授業に適した施設整備、また、指導者派遣など人的な対応もできる施設とする。

⑤ 維持管理費用縮減への取り組み

継続的な利用促進のため、市民ニーズに対応する機能性を重視した施設整備を進める必要がありますが、建設費用も含め維持管理コスト縮減や環境への配慮も検討する。

⑥ 安全・安心への取り組み

利用者の安全・安心への配慮から緊急時対応や監視・救護体制等の整備など安全管理を徹底するとともに、安心して利用できる環境づくりに取り組む。

⑦ 利用者への配慮

利用者のアクセスが容易であることや駐車場の確保などに配慮するとともに、建設に伴うサービスの空白期間が生じないよう建設計画を立てる。

(5) 事業の内容

ア 敷地概要

(ア) 事業用地

香川県東かがわ市白鳥 525 番地外

(イ) 敷地面積

約 17,600 m² (白鳥コミュニティ協議会管理部分約 2,500 m²、用水路等含む。)

イ 事業期間

(ア) 施設整備期間

契約締結日～令和 6 年 6 月 30 日まで

※ただし、本施設の建設は、令和 6 年 3 月 31 日までに竣工し、市への引渡しを完了させること

(イ) 開業準備期間

令和 5 年度 (指定管理協定締結後) ～令和 6 年 6 月 30 日

(ウ) 維持管理・運営期間 (指定管理期間)

令和 6 年 7 月 1 日～令和 21 年 3 月 31 日

なお、事業期間終了日以降の施設の維持管理・運営に関しては、必要に応じて事業者の意見も参考にしつつ、市が事業期間内に決定する。

ウ 施設の概要

本施設は、「プールエリア」「トレーニングエリア」「共用エリア」「外構等」で構成され、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条に規定する「公の施設」として市民の利用に供する。

なお市は、開業準備業務・維持管理業務・運営業務を実施する事業者を、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者として指定する。

また、外構等には、事業者の任意の提案により実施する事業に伴う自由提案施設も含まれる。自由提案施設は、本事業の基本方針と合致し、事業用地内に整備することにより、利用促進や利便性向上、市の財政負担の軽減に寄与するものとし、本事業の事業計画に過度の影響を与えない施設とすること。

諸室等の詳細については、要求水準書を参照すること。

エ 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

(ア) 施設整備業務

- a 設計等業務
 - (a) 事前調査業務
 - (b) 設計業務（基本設計・実施設計）
 - (c) その他これらを実施する上で必要な関連業務
- b 工事監理業務
 - (a) 工事監理業務
 - (b) その他これらを実施する上で必要な関連業務
- c 建設工事等業務
 - (a) 建設業務
 - (b) 外構整備業務（造成・水路の付け替え・駐車場整備等も含む）
 - (c) 機器・備品等調達設置業務
 - (d) 本施設の引渡しおよび所有権移転業務
 - (e) その他これらを実施する上で必要な関連業務

※敷地内既存施設の解体設計・工事は市が別途発注を行うため業務範囲外とする。

(イ) 開業準備業務

- a 事前広報、利用受付等業務
- b 開館式典及び内覧会等実施業務
- c 開業準備期間中の本施設の維持管理・運営準備業務
- d その他これらを実施する上で必要な関連業務

(ウ) 維持管理業務

- a 建築物保守管理業務
- b 建築物設備保守管理業務
- c 修繕・更新業務
- d 機器・備品等保守管理・修繕更新業務
- e 外構等保守管理業務
- f 清掃業務
- g 警備業務
- h 植栽管理業務
- i 環境衛生管理業務
- j 事業期間終了時引継業務
- k その他これらを実施する上で必要な関連業務

(エ) 運営業務

- a 一般利用受付業務

- b プール監視等業務
 - c トレーニングエリア運営等業務
 - d スポーツ教室等運営業務
 - e 広報・情報発信業務
 - f 駐車場・駐輪場運営業務
 - g 周辺施設、関連団体等連携業務
 - h 物販コーナー等運営業務
 - i 自由提案事業
 - j 事業期間終了時引継業務
 - k その他これらを実施するうえで必要な関連業務
- (ウ) 学校授業利用支援及び介護予防事業業務
- a 学校授業利用支援業務
 - b 介護予防事業業務

オ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりである。

(ア) 市が支払う対価

市は事業者との間で締結する契約に従い、事業者に対して対価等を支払う。なお、以下のaとbを一括契約とする場合は、以下の内容を基本として、市と事業者が協議して定めるものとする。

a 設計業務の対価

本事業の設計業務の支払いは、前払金及び完了払とし、中間前払及び出来高払は行わないものとする。

なお、設計業務は令和3年度中の契約締結を予定しているが、ゼロ債務負担行為とするため、令和3年度中の前払金など支払いの請求はできないものとする。

また、事業者が前金払を請求する場合で契約期間が令和5年度までとなる場合は、請求する会計年度において、請求する翌会計年度以降に支払うべき前払金相当分を含めて保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託した場合、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができるものとする。

支払い方法については、「東かがわ市建築設計業務等委託契約約款」に則り支払うものとする。

b 工事監理業務の対価

本事業の工事監理業務の支払いは、契約期間の日数を年度ごとの日数割した金額（消費税抜きの金額で契約最終年度以外は1,000円未満の端数を切り捨てし、消費税を乗じた額とし、契約最終年度は契約金額から最終年度以外の金額を除いた金額）を年度ごとに

支払うものとし、前払金及び中間前払は行わないものとする。

支払い方法については、「東かがわ市建築設計業務等委託契約約款」に準じて支払うものとする。

c 開業準備業務の対価

本事業の開業準備業務の支払いは、業務完了後に一括支払いするものとし、前払金、中間前払及び出来高払は行わないものとする。

d 建設業務の対価

本事業の建設業務の支払いは、前払金、出来高払及び竣工払とし、中間前払は行わないものとする。

なお、事業者が前金払を請求する場合は、契約会計年度において、契約翌会計年度以降に支払うべき前払金相当分を含めて保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託した場合、業務委託料の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができるものとする。

出来高払については、年度協定の範囲内で当該会計年度末に請求することができるものとする。

支払方法については、「東かがわ市工事請負契約約款」に則り支払うものとする。

e 維持管理・運營業務の対価

本事業の維持管理・運營業務の支払いは、総額を指定管理期間の月数で除した額に3を乗じて算出された金額を、四半期ごとに業務等の履行状況が確認された後、支払うものとする。なお、少数以下の端数が出た場合は、協議により決定することとする。

f 学校授業利用支援及び介護予防事業業務の対価

学校授業利用支援及び介護予防事業業務の支払いは、本事業と別契約とする。

(イ) 利用者から得る収入

a 利用者から得る利用料収入

事業者が利用者の一般利用により直接徴収する利用料である。利用料については、直接事業者の収入とする。また利用料の金額については、市が提示した考え方を満たすことを条件として、事業者が提案した料金体系をもとに市が条例で定める。

b 受講料・物販等収入（自主事業）

スポーツ教室等の開催及び物販等による収入である。

c 自由提案事業による収入（自主事業）

自由提案事業の実施により得る収入である。

(ウ) その他収入

事業者が、本事業の目的に適合する範囲で市の事前の承諾を得て実施する業務による広告等の収入である。広告の取り扱いについては「東かがわ市広告事業実施要綱」及び「東かがわ市広告事業実施基準」の則ることを原則とする。

(6) 事業の実施スケジュール

事業の実施スケジュールは以下を予定している。

- ア 優先交渉権者選定 令和4年1月
- イ 基本協定の締結 令和4年2月
- ウ 設計・建設期間 事業締結日～令和6年6月30日まで
ただし、本施設の建設は、令和6年3月31日までに竣工し、市への引渡しを完了させること
- エ 開業準備期間 令和5年度（指定管理協定締結後）～
令和6年6月30日
- オ 維持管理運営期間（指定管理期間）令和6年7月1日～令和21年3月31日（14年9ヶ月）

(7) 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、関係法令等を遵守すること。

(8) 事業期間終了時の施設性能

市は、事業期間終了後も本施設を継続して「公の施設」として供する予定である。事業者は、事業期間終了時において、本施設の全てが要求水準を満たす性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で市へ引き継ぐこと。

2 提案に関する条件

(1) 立地条件基本要件

① 立地条件

立地条件は以下のとおりである。別添資料1「要求水準書」別紙1 敷地案内図も併せて確認すること。

所在地	香川県東かがわ市白鳥 525 番地外（旧白鳥小学校跡地）
面積	約 17,600 m ² （白鳥コミュニティ協議会管理部分約 2,500 m ² 、用水路等含む。）
都市計画地域	非線引き区域
容積率	200%
建ぺい率	70%
防火指定	なし
接道条件	湊川線（路線番号 1024）幅員約 6.0 m 西下西線（路線番号 3273）幅員約 3.5～6.0 m
その他	敷地上に送電線有

② インフラ整備状況と整備条件

事業者は次の条件に基づき、提案する施設内容にあわせて各インフラ管理者と協議を行い、事

業者の負担において接続等工事を行うこと。なお、次に示す条件は令和3年6月現在の状況であり、事業者の責任において最新の状況等を確認すること。

項目	内容
上水道	有、HPPE管 Φ75 敷設
下水道	無
農業用水	有、一部敷地内に用水路横断
ガス	無
通信	有、電柱により架空配線
電気	有、電柱により架空配電

(2) 施設構成

基本的な施設構成については、次のとおりとする。

区分	必要とする機能・諸室
プールエリア	25m プール、歩行用プール、小プール、ジャグジー、プールサイド、トイレ、洗体・シャワー室、うがい・洗眼設備、更衣室、監視室、救護室、器具庫
トレーニングエリア	ジム、スタジオ
共用エリア	受付・事務室、ホール、会議室、観覧席、コミュニティスペース、トイレ、職員用休憩室・更衣室、風除室、倉庫、廊下・階段等
外構等	駐車場・駐輪場、事業者による自由提案施設（任意）等

(3) 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、第2-1-(5)「事業の内容」及び要求水準書に示すとおりとする。

(4) 業務の委託

事業者は、受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。なお、第三者への業務の委託または請負は、全て事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果の如何にかかわらず、全て事業者が責任を負うものとする。

(5) リスク管理の方針

ア 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計、建設、及び運営・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、事業契約書に定めるものとする。

ウ 事業の実施状況のモニタリング

市は、要求水準を事業者が遵守していることを確認するため、本事業の実施状況、サービス水準及び財務状況についてモニタリングを行う。モニタリングに必要な費用は原則として市が負担することとするが、事業者自らが実施するモニタリングにかかる費用や市が実施するモニタリングに必要な書類の作成等については、事業者の責任及び費用負担により行うこととする。

第3 応募者の備えるべき参加資格

1 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

- ア 応募者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本施設の工事監理を実施する企業（以下「工事監理企業」という。）、本施設を維持管理する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本施設を運営する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、応募者グループの代表企業を定める。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
- イ 応募者のうち、応募者グループのマネジメント等を担う企業については「運営企業」として参加すること。
- ウ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理企業と建設企業を同一の者が兼ねることはできない。また、両者の間に以下の A、B 及び C のいずれかに該当する関係がある場合には参加できない。

A 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4項の規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合は除く。

- a. 親会社（会社法第2条第4項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係がある場合
- b. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

B 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合は除く。

- a. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b. 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第84条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

C その他応募の適正さが阻害されると認められる場合

A 又は B と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- エ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、応募者の構成員と第3-1-(1)-ウの A、B 及び C のいずれかに該当する関係がある場合、他の応募者の構成員となることはできない。
- オ 応募者の構成員は、受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

カ 応募グループによる特別目的会社の設置は必須としない。ただし、応募者が特別目的会社の設置を希望する場合は、維持管理企業及び運営企業による設置のみ認めるものとする。

(2) 代表企業の選定

応募者は、応募手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、事業期間中、市との調整・協議等における窓口を担うほか、本事業に係る応募グループ内の全ての調整等の責任を負う代表企業を定めるものとする。

(3) 応募者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

応募者の構成員は、次の参加資格要件をすべて満たすこととする。

- (ア) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (ウ) 東かがわ市建設工事指名停止措置要領（平成 15 年 4 月 1 日告示第 24 号）又は東かがわ市物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 15 年 9 月 1 日告示第 125 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。なお、参加資格者名簿に登録されていない者は、国（独立行政法人を含む）又は他の地方公共団体から指名停止を受けていないこと。
- (エ) 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (オ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がないこと。
- (カ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (キ) 第 3-1-(3)-イ-(エ)又は(オ)の応募者のうち、東かがわ市における令和 3 年度物品の購入等入札参加資格者名簿に掲載がない者（以下「未登載者」という。）は、国税（納税証明書その 3 の 3）の未納がないこと。（令和 3 年 7 月 26 日以降に発行されたものとし、原本を提出すること。）
- (ク) 未登載者のうち香川県内の本店又は支店・営業所等で参加する者は、法人における県税（すべての税目）の未納がないこと。（令和 3 年 7 月 26 日以降に発行されたものとし、原本を提出すること。）
- (ケ) 未登載者のうち東かがわ市の本店又は支店・営業所等で参加する者は、法人における市税（すべての項目）の未納がないこと。（令和 3 年 7 月 26 日以降に発行されたものとし、原本を提出すること。）
- (コ) 応募者の構成員のうち、契約締結日（建設の場合は仮契約締結日）において、測量・建設コ

ンサルタント等入札参加資格者名簿、建設工事入札参加資格者名簿、物品の購入等入札参加資格者名簿のいずれかに掲載がない者は、第3-1-(3)-ア-(キ)、(ク)及び(ケ)のうち該当する書類を提出すること。(契約締結日の3カ月前以降に発行されたものとし、原本を提出すること。)

- (サ) 次に示す者と第3-1-(1)-ウのA、B及びCいずれかに該当する関係がないこと。
- (シ) 審査会の委員、または委員が属する企業
- (ス) 本業務に係るアドバイザー
- (セ) 株式会社長大 東京都中央区日本橋蛸殻町1-20-4
- (ソ) 内藤滋法律事務所 東京都中央区築地2-3-4
- (タ) 注：「資本面において関連がある」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有する、又は、その資金の総額の100分の50以上を出資しているものをいい、「人事面において関連がある」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。
- (チ) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

ア 業務別の参加資格要件

設計、工事監理、建設、運営及び維持管理の各業務に当たる者は、上記アの要件の他にそれぞれ次の要件についても満たすこと。

- (ア) 設計に当たる者の参加資格要件
 - a 「建築士法」（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - b aの登録にかかる建築事務所において、一級建築士（令和4年1月7日時点で3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）が2名以上所属している者であること。
 - c 東かがわ市における令和3年度測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
 - d 平成23年4月1日から応募書類提出日の前日までに完成引渡し完了したもので、次に掲げるいずれかの実績を有していること。なお、本実績は、設計に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいものとする。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30パーセント以上のものに限る。
 - ・25m以上の屋内プール施設の建築物の新築工事の実施設計実績を有する者。
 - ・鉄骨又は鉄筋コンクリートを主体とする延床面積1,000㎡以上の屋内スポーツ施設の建築物の新築、増築又は改築工事（工種として耐震改修は除くものとし、用途については倉庫に類するものは除く）の実施設計実績（共同企業体での実績は、延床面積に出資比率を乗じた値（少数以下切捨て）を有する者。
 - e 管理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（令和4年1月7日時点において雇用期間が3ヶ月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）として、第3-1-(3)-イ-(ア)-dに掲げる実績を有する者を配置することができること。

(イ) 工事監理に当たる者

- a 「建築士法」(昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b a の登録にかかる建築事務所において、一級建築士(令和 4 年 1 月 7 日時点で 3 か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。)が 2 名以上所属している者であること。
- c 東かがわ市における令和 3 年度測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- d 平成 23 年 4 月 1 日から応募書類提出日の前日までに完成引渡し完了したもので、次に掲げるいずれかの実績を有していること。なお、本実績は、工事監理に当たる者が複数の場合は、そのうちの 1 者が有すればよいものとする。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 30 パーセント以上のものに限る。
 - ・ 25m 以上の屋内プール施設の建築物の新築工事の実施設計又は工事監理実績を有する者。
 - ・ 鉄骨又は鉄筋コンクリートを主体とする延床面積 1,000 m²以上の屋内スポーツ施設の建築物の新築、増築又は改築工事(工種として耐震改修は除くものとし、用途については倉庫に類するものは除く)の実施設計又は工事監理実績(共同企業体での実績は、延床面積に出資比率を乗じた値(少数以下切捨て))を有する者。
- e 管理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(令和 4 年 1 月 7 日時点において雇用期間が 3 ヶ月以上経過していることをいう。)にある者に限る。)として、第 3-1-(3)-イ-イ-d に掲げる実績を有する者を配置することができること。

(ウ) 建設に当たる者

- a 「建設業法」(昭和 24 年法律第 100 号) 第 15 条に規定する特定建設業の許可を有していること。
- b 東かがわ市における令和 3 年度建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- c 募集要項等の公表時に東かがわ市の令和 3 年度入札参加資格者名簿において建築一式工事に係る合計点数が 1,000 点以上で登載されている者であること。なお、この要件は、建設に当たる者が複数の場合は、代表者が満たすこと。
- d 平成 23 年 4 月 1 日から応募書類提出日の前日までに元請として完成引渡し完了したもので、次に掲げるいずれかの施工実績を有していること。なお、この実績は、建設に当たる者が複数の場合は、そのうちの 1 者が有すること。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 30 パーセント以上のものに限る。
 - ・ 25m 以上の屋内プール施設の建築物の新築工事の施工実績を有する者。
 - ・ 鉄骨又は鉄筋コンクリートを主体とする延床面積 1,000 m²以上の屋内スポーツ施設の建築物の新築、増築又は改築工事(工種として耐震改修は除くものとし、用途について)

ては倉庫に類するものは除く)の施工実績(共同企業体での実績は、延床面積に出資比率を乗じた値(少数以下切捨て)を有する者。

- e 建設業法に従い適正な技術者を配置でき、募集要項等の公表時に技術者の資格・会社との雇用関係を示す書類を提出できること。

(エ) 維持管理に当たる者

平成23年4月1日から令和4年1月7日までの間に、25m以上の屋内プール施設について継続して2年以上の維持管理実績を有していること。なお、維持管理に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すること。

(オ) 運営に当たる者

平成23年4月1日から令和4年1月7日までの間に、25m以上の屋内プール施設について継続して2年以上の運営実績を有していること。なお、運営に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すること。

2 参加資格の確認及び失格要件

参加資格の確認は、項目ごとの記載日時点とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者または応募者を構成する企業が上記応募者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。ただし、市との協議の上、参加資格要件を欠いた応募者に代わって参加資格要件を満たす企業が補充され、事業運営に支障をきたさないと市が認めた場合に限り、代表企業以外の変更を可能とする。

3 提案書類の取扱い

(1) 著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他、市が必要と認める場合、選定された事業者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査会

提案書類の審査は、学識経験者等で構成する「東かがわ市温水プール整備運営事業審査委員会」(以下「審査会」という。)が行う。

(2) 審査の手順及び方法

ア 資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、資格審査結果を審査会及び応募者に通知する。

イ 提案審査

あらかじめ設定した「事業者選定基準」に従って、審査会において提案書類の審査を総合評価の方法により行い、順位を決定する。総合評価は、応募者の提出した提案内容について評価項目ごとに得点化し、得点の合計（総合評価値）が最も高い提案を行った応募者を1位とし、以下総合評価値の高い順に順位を決定する。また、次に高い提案を行った応募者を次点者とする。なお、評価項目や評価方法は、「事業者選定基準」に示す。

ウ 審査事項

審査事項は「募集要項」に添付する「事業者選定基準」に示す。

エ 審査結果

市は、審査会による審査結果に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者の決定を行い、その審査結果を応募者に対して通知する。ただし、各評価項目の点数及び評価値を算出するための計算式は公開しないものとし、審査の経過及びその内容に関する問い合わせには応じない。なお、審査結果のうち、優先交渉権者として特定した者とその評価結果（提案者名及び評価点数の合計）は市ホームページにより公表する。公表については、優先交渉権者以外の業者名は記号化する。また、次点交渉権者が優先交渉権者となった場合は、その時点で次点者の評価結果（提案者名及び評価点数の合計）を市ホームページにより公表する。

第4 事業者の募集及び選定のに関する事項

1 事業者の募集及び選定スケジュール

募集及び選定にあたっては、次のスケジュールにより行う予定である。

令和3年 9月 24日 (金)	募集要項等の公表
令和3年 10月 5日 (火)	募集要項等に関する現地見学会
令和3年 10月 7日 (木)	募集要項等に関する質問の受付締切
令和3年 10月 18日 (月)	募集要項等に関する質問に対する回答
令和3年 10月 21日 (木)	民間事業者との個別対話(2回目)の受付締切
令和3年 10月 25日 (月)	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付締切
令和3年 10月 29日 (金)	資格審査結果の通知
令和3年 10月 28-29日 (木) - (金)	民間事業者との個別対話2回目
令和4年 1月 7日 (金)	提案書類の受付締切
令和4年 1月 24日 (月)	第2回審査委員会(優先交渉権者の選定)
令和4年 1月 下旬	優先交渉権者の公表
令和4年 2月	基本協定の締結

2 応募手続き等

(1) 応募手続きに係る担当課

東かがわ市教育委員会事務局 生涯学習課

住所：〒769-2792 香川県東かがわ市湊 1847 番地 1

電話：0879-26-1238

FAX：0879-26-1340

E-mail：hk-syougaigakusyu@city.higashikagawa.kagawa.jp

東かがわ市ホームページ：https://www.higashikagawa.jp/

(2) 募集要項等に関する現地見学会

市は、募集要項等に関する現地見学会を開催する。現地見学会の出席に際しては、次のとおり様式1-1-1「募集要項等に関する現地見学会参加申込書」を提出すること。

(ア) 受付期間：令和3年9月24日(火)～9月30日(木)16:00まで

※期限を過ぎた場合は、受付しない。

(イ) 申込方法：様式1-1-1「募集要項等に関する現地見学会参加申込書及び募集要項等説明動画ファイル配付申込書」に記入の上、電子メールにて提出すること。また、件名に「現地見学会参加申込」と表記すること。

(ウ) 提出先：(1)のとおり

(3) 募集要項等に関する説明会(DVD配付)

募集要項等の説明会は、新型コロナウイルスの感染拡大状況を受け、DVDによる動画ファイルの配付等で代替する。

(7) 受付期間：令和3年9月24日（火）～9月30日（木）16：00 まで

※期限を過ぎた場合は、受付しない。

(イ) 申込方法：DVD希望者は、様式1-1-2「募集要項等説明動画ファイル配付申込書」を記入の上、配付用封筒を併せて持参するか郵送にて送付すること。なお、直接手渡しも可とするため、希望日時を記載しておくこと。（市は、不織布ケースにDVDを入れ、持参又は郵送された封筒に入れて送付するのみとし、それ以外の梱包はしないものとする。）なお、返信用封筒は、送付先を記入の上、切手を貼るなど着払いとなるような方法とすること。また、DVDの郵送を希望する場合は受付期間内に必着のこと。

(ウ) 提出先又は郵送先：（1）のとおり

(4) 募集要項等に関する質問の受付、回答

本事業に参加を希望する民間企業からの募集要項等に対する質問を、次のとおり受け付ける。

(7) 受付期間：令和3年9月24日（金）～10月7日（木）16：00 まで

※期限を過ぎた場合は、受付しない。

(イ) 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、様式1-2「募集要項等に関する質問書」に記入の上、電子メールにて提出すること。また、件名に「募集要項質問」と表記すること。

(ウ) 提出先：（1）のとおり

(エ) 回答方法 令和3年10月18日（月）に市ホームページで公表する予定である。なお、電話及び口頭での回答等個別には対応しないこととする。

(5) 参加表明書、参加資格審査申請書類の受付

参加希望者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し、参加する者に必要な資格の有無について確認を受けること。

なお、参加表明書等を期限までに提出しなかった者または参加資格がないと認めた者は、参加することができない。

(7) 受付期間：令和3年10月18日（月）～10月25日（月）16：00 まで

※持参の場合は9:00～16:00 まで（ただし、12:00～13:00 までの時間帯を除く。）

※期限を過ぎた場合は、受付しない。

(イ) 提出方法：持参または郵送により提出すること

郵送の場合は、配達記録が残る方法によることとし、(7)の受付期間内に必着とすること。

(ウ) 提出書類

提出物	部数
参加表明書（様式2-1）	正1部、 写し2部
応募者グループ構成表（様式2-2）	
委任状（代表企業）（様式2-3）	
委任状（受任者）（様式2-4）	
参加資格審査申請書（共通）（様式2-5）	

参加資格審査申請書（設計に当たる者）（様式 2-6-1）	
参加資格審査申請書（工事監理に当たる者）（様式 2-6-2）	
参加資格審査申請書（建設に当たる者）（様式 2-6-3）	
参加資格審査申請書（維持管理に当たる者）（様式 2-6-4）	
参加資格審査申請書（運営に当たる者）（様式 2-6-5）	
上記様式に添付する資料	
国税及び地方税に未納がない旨の証明書*	原本 1 部

※国税又は地方税に未納がない旨の証明書は、第 3-1-(3)-ア-(キ)、(ク)及び(ケ)に該当する事業者のみ提出すること。なお、未納がない旨の証明書が発行されない自治体においては、直近 2 年度分の納税証明書（原本）を提出すること。

(エ) 提出先：（1）のとおり

(6) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認の結果は、令和 3 年 10 月 29 日（金）までに代表企業に対して通知を発送する。

(7) 参加資格がないと認めた理由の説明請求受付

参加資格がないと認められた応募者の代表企業は、次のとおりその理由について書面（任意様式。ただし、代表企業印を要する。）により市に説明を求めることができる。

(ア) 受付期間：令和 3 年 10 月 29 日（金）～11 月 5 日（金）16：00 まで

（ただし、12:00～13:00 までの時間帯、土曜日及び日曜日を除く。）

※期限を過ぎた場合は、受付しない。

(イ) 提出方法：持参または郵送により提出すること。

郵送の場合は、配達記録が残る方法によることとし、(ア)の受付期間内に必着とすること。

(ウ) 回答：説明請求に対する回答は、令和 3 年 11 月 12 日（金）までに代表企業に対して書面により通知する。

(8) 民間事業者との個別対話（2 回目）の実施

市は、参加資格者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する理解を深め、市の意図と提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、個別対話の場を設ける。なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況等により、個別対話を WEB 開催または参加者の人数制限をする場合がある。

個別対話の内容については、特殊な技術、ノウハウ等に関わり、参加資格者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると考えられるものを除き、市ホームページで公表する予定である。

なお、個別対話に参加しない者が参加することは妨げない。

(ア) 受付期間：令和 3 年 10 月 15 日（木）～10 月 21 日（木）16：00 まで

(イ) 申込方法：様式 1-3 「個別対話 2 回目参加申込書」を記入の上、電子メールにより提出すること。また、件名に「個別対話の参加申込」と表記し、送信後、電話により受信確認を

行うこと。応募者グループ（複数企業）での参加を原則とする。

(ウ) 申込先：(1)のとおり

(エ) ※期限を過ぎた場合は、受付しない。

(オ) 実施詳細：市ホームページに公表する「東かがわ市温水プール整備運営事業個別対話（2回目）実施要領」を確認すること。

(カ) 結果公表：令和3年11月中旬に市ホームページで公表する予定である。ただし、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると考えられるものは、公表しない場合がある。

(9) 応募の辞退

参加資格の確認を認められた応募者が、辞退する場合は、提案書類提出期限までに、様式3「辞退届」を郵送または持参により提出すること。郵送の場合は、配達記録が残る方法によること。

(10) 提案書類の受付

参加資格者は、本事業に関する提案内容を記載した提案書類を次のとおり提出すること。

(ア) 受付期間：令和4年1月5日（水）9：00～1月7日（金）16：00 まで

※持参の場合は、事前に電話連絡の上、持参時間を調整すること。

※期限を過ぎた場合は、受付しない。

(イ) 提出方法：持参または郵送（配達記録が残る方法に限るものとし、令和4年1月7日（金）16：00 までに必着すること。）によるものとする。

(ウ) 提出先：(1)のとおり

(エ) 提出書類

様式番号	書類名	様式 タイプ	サイズ	最大 枚数	部数
提案書類提出届					
様式4-1	提案書類提出届	Word	A4	1枚	1
様式4-2	提案書類確認書	Word	A4	1枚	
様式4-3	要求水準に関する確認書	Word	A4	1枚	
様式4-4	企業名対応表	Word	A4	1枚	
価格提案書					
様式5-1	提案価格見積書	Excel	A4	1枚	正1部 副20部
様式5-2-1	提案価格見積金額内訳書（事業期間合計）		A3	1枚	
様式5-2-2	提案価格見積金額内訳書（年度別）		A3	1枚	
様式5-3	施設整備費内訳書		A3	1枚	
様式5-4	開業準備費内訳書		A3	1枚	
様式5-5	維持管理費内訳書		A3	1枚	
様式5-6	運営費内訳書		A3	1枚	
様式5-7-1	施設利用料金提案表		A3	任意	
様式5-7-2	施設利用料金収入算定表		A3	任意	
様式5-8-1	スポーツ教室等提案プログラム料金提案表		A3	任意	
様式5-8-2	スポーツ教室等提案プログラム収入算定表		A3	任意	
様式5-9	自由提案施設 事業費内訳書		A3	1枚	

様式番号	書類名	様式 タイプ	サイズ	最大 枚数	部数
技術提案に関する提出書類					
様式6-1	1. 事業計画、地域への配慮などについての提案	Word	A4	2枚	正1部 副20部
様式6-2	2. 多世代が利用できる施設についての提案	Word	A4	3枚	
様式6-3	3. 市民が望む機能整備・運動施設としての多様化への取り組みについての提案	Word	A4	2枚	
様式6-4	4. 利用者への配慮についての提案	Word	A4	1枚	
様式6-5	5. 小・中学校授業との連携についての提案	Word	A4	1枚	
様式6-6	6. 介護予防事業実施に向けた配慮についての提案	Word	A4	1枚	
様式6-7	7. 安全・安心への取り組みについての提案	Word	A4	1枚	
様式6-8	8. 維持管理費用縮減への取り組みについての提案	Word	A4	2枚	
様式6-9	9. 自由提案	Word	A4	2枚	
設計、建設、工事監理業務に関する図面等					
様式7-1	建物概要表	Excel	A3	任意	正1部 副20部
様式7-2	備品リスト	Word	A3	任意	
様式7-3	図面集				
	a. 外観透視図（アイレベル）（2面）	任意	A3	各1枚	
	b. 透視図（内観）（3面以上）（利用者の活用状況がわかりやすいよう記載すること） 1. プール 2. トレーニングルーム 3. ホール 4. その他主要な諸室（複数枚可）	任意	A3	各1枚	
	c. 全体配置図(S=1/1,000)	任意	A3	各1枚	
	d. 平面図(S=1/300)	任意	A3	各1枚	
	e. 立面図(S=1/300~400)（2面）	任意	A3	各1枚	
	f. 断面図(S=1/300)（主要な2面以上）	任意	A3	各1枚	
	g. 構造計画図	任意	A3	任意	
	h. 電気設備計画図	任意	A3	任意	
	i. 機械設備計画図	任意	A3	任意	
	j. 外構計画図(S=任意) 1. 駐車場・舗装計画図 2. 植栽計画図・植栽リスト 3. 緑地・広場計画図	任意	A3	各1枚	
k. 施工計画図	任意	A3	1枚		
様式7-4	全体工程表	Excel	A3	任意	
提案書類の電子データ					
	提案書類の全ファイルの電子データ	DVD-R			5部

(11) 提案価格の算定方法

市が支払う対価の合計を提案価格とすること。提案価格は施設整備費（基本設計費、実施設計

費、工事管理費、建設工事費、備品費の合計)と維持管理運営費(開業準備業務、維持管理費、運営費の合計)に分けた値も算定すること。

(12) 上限価格

本事業の上限価格は以下のとおりである。(消費税及び地方消費税の額を含まない。)

施設整備費 1,170,000 千円

維持管理運営費 1,635,000 千円

3 参加に関する留意事項

(1) 公正な募集の確保

応募者は、以下の禁止事項に抵触した場合には、本事業への参加資格を失うものとする。

ア 参加に当たって、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

イ 参加に当たって、応募者は競争を制限する目的で他の応募者と価格及び提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に価格及び提案内容等を定めなければならない。

ウ 応募者は、優先交渉権者の決定前に他の応募者に対して、価格及び提案内容等を意図的に開示してはならない。

エ 応募者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関して、東かがわ市温水プール整備運営事業審査会の委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりする等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけてはならない。

(2) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 募集期間中の敷地確認

募集期間中の敷地内への立ち入りや簡易な測量や写真撮影を希望する場合は、市担当課(第4-2-(1))へ事前連絡すること。

(4) 提案書類作成要領

提案書類を作成するに当たっては、別添資料3様式集に示す指示に従うこと。

(5) 募集の取りやめ等

応募者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正に応募を執行できないと認められる場合、又はその恐れがある場合は、当該応募者を参加させない、又は募集を延期、若しくはとりやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(6) 応募の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、参加を辞退する場合は、提案書類提出期限までに、別添資料3「様式集」様式 3「辞退届」を東かがわ市担当課まで提出すること。

(7) 応募の無効

以下のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ア 参加資格のない者のした応募
- イ 同一人がした2以上の応募
- ウ 同一人がした2以上の応募
- エ ア～ウのほか、応募条件に違反した応募

(8) 提出書類の取り扱い

ア 著作権

提案書類の著作権は応募者に帰属するものとする。ただし、市は、本事業に関する事項の公表時及び市が必要と判断した場合には、優先交渉権者の提案書類の一部または全部を無償で使用できることとする。また、優先交渉権者以外の応募者の提案については、応募者の承諾なく本事業に関する事項の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、運営方法及び維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として事業者が負うこととする。

第5 民間事業者の選定に関する事項

1 事業者の選定方法

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、民間事業者の効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、事業者の選定に当たっては、市の負担額、提案されるサービス内容をはじめ、設計内容、建設能力、運営能力及び維持管理能力等を総合的に評価することとする。

2 審査会の設置

優先交渉権者の選定に当たり、市は、学識経験者及び市職員等から構成される審査会を設置する。

3 選定の方法

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

4 審査の方法

審査は、資格審査と提案審査の二段階で実施する。

ア 資格審査

参加表明時に提出する参加表明書等について、参加資格要件の具備を確認し、市は参加資格審査結果を応募者の代表企業に通知する。

イ 提案審査

別添資料2「事業者選定基準」に従い、提案書類を総合的に審査・評価する。

5 結果の通知および公表

優先交渉権者の決定結果は、優先交渉権者決定後、速やかに応募者に対して通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。

第6 契約に関する事項

1 契約の枠組み

市と事業者は、次のとおり契約等を締結する。

(1) 対象者

基本協定：応募グループを構成する各企業

設計業務等委託契約：設計企業

工事監理業務委託契約：工事監理企業

工事請負契約：建設企業

指定管理協定：維持管理企業及び運営企業

学校授業利用支援委託契約：運営企業

介護予防事業委託契約：運営企業

(2) 締結時期

基本協定：令和4年2月中旬

設計業務等委託契約：令和4年2月中旬

工事請負契約：実施設計が完了し、建築確認申請の許可が見込まれる時点

（令和4年度中を予定：議会の議決が必要）

工事監理業務委託契約：工事請負契約が議会で議決された日以降（令和4年度中を予定）

指定管理協定：指定管理者の指定について議会で議決された日以降（令和5年度中を予定）

学校授業利用支援委託契約：令和6年度（以降単年度契約）

介護予防事業委託契約：令和6年度（以降単年度契約）

2 契約保証金

事業者は、締結する契約等の定めに基づき、契約保証金を納付するものとする。

3 特別目的会社の設立

特別目的会社の設立を提案する場合、優先交渉権者は、指定管理協定の締結までに設立するものとする。

第7 事業実施に関する事項

1 市による事業の実施状況の確認（モニタリング）

市は、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

(1) モニタリングの時期

① 基本設計・実施設計時

市は、事業者によって行われた設計が市の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

事業者は、市と十分な協議の上、業務を遂行すること。

② 工事施工時

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に市から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。また、市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

③ 工事施工完了時

東かがわ市建設工事検査要綱の規定により、事業者は、施工記録等を用いて、現場で市の検査を受けなければならない。

確認の結果、市の要求した性能を満たしていない場合には、市は修補を請求するものとする。修補が完了した後、改めて検査を行うものとする。

④ 維持管理・運営段階

ア 定期モニタリング

市は、定期的に指定管理者から提出される事業報告書等の内容を確認する。

また、市は必要に応じて実地調査等を行い、その結果、指定管理者による業務実施が協定書や要求水準書等の市が示した条件を満たしていない場合、業務の改善を勧告する。

イ 随時モニタリング

以下のような場合、市は指定管理者に対して、当該業務や経理状況等に関する報告を求め、実地調査し、又は必要な指示を行う。

(ア)利用者に対し、正当な理由もなく施設の利用を拒んだり、不当な差別的取扱いがあったと認められるとき。

(イ)施設の形質を無断で変更したと認められるとき。

(ウ)経営効率のみを重視するなど、要員の配置や施設の管理が当該施設の設置目的を効果的に達成するために適切なものとなっていないと認められるとき。

(エ)災害等緊急時において当該施設を使用しようとするとき。

(2) モニタリングの結果等

モニタリングの結果、要求水準書等で定められた水準が維持されていない場合は、改善勧告や契

約解除等の対象となる。

なお、モニタリングに要する費用は、事業者側に発生する費用を除き、市の負担とする。

2 支払い手続き

市と事業者が締結する各種契約等による。

第8 その他

1 議会の議決

市は、債務負担行為等の設定に関する議案を令和3年9月市議会定例会で上程し、議決を得ている。

なお、個別契約（変更契約を含む）の締結については、仮契約を締結し、議会の議決が必要な場合がある。

2 情報公開及び情報提供

情報提供は、適宜、市のホームページにおいて行う。

3 募集要項等に関する問い合わせ先

東かがわ市教育委員会事務局 生涯学習課

住所：〒769-2792 香川県東かがわ市湊 1847 番地 1

電話：0879-26-1238 FAX：0879-26-1340

E-mail：hk-syougaiakusyu@city.higashikagawa.kagawa.jp

東かがわ市ホームページ：<https://www.higashikagawa.jp/>